

**令和4年度
神奈川県技能者等表彰の手引き**

**神奈川県産業労働局労働部
産業人材課**

神奈川県技能者等表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、表彰の取扱いに関する規程（昭和41年神奈川県訓令第7号）第3条第2項に基づき優秀な技能者及び認定職業訓練又は技能検定を推進している優良事業所等を表彰することにより、広く社会一般に技能尊重気風を醸成し、技能者の地位の向上及び技能習得意欲の高揚を図るために必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象及び推薦基準)

第2条 知事は、別表に定める技能職種に係る職業に従事している者、認定職業訓練を実施している事業所若しくは共同職業訓練団体又は技能検定を推進している事業所若しくは団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものを表彰するものとし、その推薦基準はそれぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

- (1) 卓越技能者 極めて優れた技能を有し、神奈川県において当該技能が第一人者と目されている者で、次の条件のすべてに該当する者
 - ア その者の有する技能に係る職業に25年以上従事している年齢45歳以上の者で、勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者
 - イ その者の有する技能に関し、教育訓練等を通じ後進技能者の指導育成を行い、かつ、工夫改善によって生産性の向上に寄与した者で、その功績が特に顕著であると認められる者
- (2) 優秀技能者 優れた技能を有する者で、次の条件のすべてに該当するもの
 - ア その者の有する技能に係る職業に10年以上従事している年齢30歳以上の者で、勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められる者
 - イ その者の有する技能に関し、後進技能者の指導育成に尽力した者又は工夫改善等によって生産性の向上に寄与した者で、その功績が顕著であると認められる者
- (3) 青年優秀技能者 優れた技能を有し、県内の同一事業所又は同一職業に5年以上勤務している年齢29歳以下の者で、勤務成績、日常行為等において他の技能者の模範と認められ、かつ、当該技能に関し工夫改善に功績があった者
- (4) 認定職業訓練実施優良事業所又は優良共同職業訓練団体 認定職業訓練を継続して実施している事業所又は共同職業訓練団体で、その訓練内容が特に優れた技能水準の向上に寄与したと認められるもの
- (5) 技能検定推進優良事業所及び団体 技能検定を継続して推進している事業所若しくは団体で、技能検定の推進に寄与し、他の模範になると認められるもの

(候補者の推薦)

第3条 県内の事業所、産業団体等の代表者は、前条第1項第1号から第3号までに規定する表彰の対象としてふさわしいと認められる者がいるときは、表彰候補者として知事に推薦することができる。

2 前項の規定により、表彰候補者を推薦するときは、表彰対象者の種類に応じて様式第1から様式第3に定める推薦書に次の書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 表彰候補者の有する技能に関する免許・資格・賞状等の写
- (2) その他の参考となる資料

3 前条第1項第4号及び第5号に規定する、表彰の対象としてふさわしいと認められるもの

の推薦は、産業人材課長が行う。

(被表彰者及び被表彰事業所等の決定)

第4条 知事は、前条の規定により推薦のあったものの中から、選考により被表彰者、被表彰事業所等を決定する。

(技能者表彰審査委員会)

第5条 知事は、被表彰者・被表彰事業所等の選考を公平かつ適正に行うため、技能者等表彰審査委員会(以下「委員会」という。)を設置し、その意見を聴くことができる。

2 委員会は、20人以内の委員をもって組織し、関係労働者代表、関係事業主代表、学識経験者及び関係行政機関職員をもって充てる。

3 委員は、知事が委嘱する。

4 委員会に委員長を置き、その選出は委員の互選による。

5 その他委員会の運営に関し、必要な事項は別に定める。

(表彰の時期)

第6条 表彰は原則として毎年1回行う。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状により行う。

(実施細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和56年5月7日から施行する。

2 神奈川県技能者等表彰要綱(昭和44年6月17日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、昭和58年9月14日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和61年6月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月11日から施行する。

附 則
この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

別 表

職業部門及び職種

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
1	A 金属材料製造の職業	(1) 製鉄工、製鋼工	①製鉄工、②製鋼工、③鋳物用鉄溶解工、等
		(2) 非鉄金属製錬工	①非鉄金属溶融炉工、②非鉄金属電解工、③半導体材料精錬工(多結晶シリコンなど) 等
		(3) 鋳物製造工	①鋳物工、②鋳物仕上工 等
		(4) 鍛造工	①鍛造加熱炉工、②自由鍛造工、③型鍛造工、④手かじ工 等
		(5) 金属熱処理工	①金属熱処理工
		(6) 圧延工	①圧延工
		(7) 伸線工	①伸線工
		(8) 金属材料検査工	①金属材料検査工、②非破壊検査工(金属) 等
		(9) その他の金属材料製造の職業	①打貫工、②金属材料原料工、③金属焙焼工、④鉱石焼結工、⑤粉末冶金成形工、⑥粉末冶金製品製造工 等
2	A 金属加工の職業	(1) 汎用金属工作機械工	①旋盤工、②ボール盤工、③フライス盤工、④研削盤工、仕上機械工、⑤NC旋盤工、⑥NCフライス盤工、⑦マシニングセンタオペレーター、⑧NC金属特殊加工機工 等
		(2) 板金工	①工場板金工 等
		(3) 金属研磨工	①金属手仕上工
3	A その他の金属加工等の職業	(1) 金属プレス工	①プレス成形工(打抜プレス、曲プレスを除く)、②打抜プレス工、③曲プレス刻印工、④数値制御プレス工 等
		(2) 鉄工、製缶工	①建築鉄工、②造船鉄工、③製缶工 等
		(3) くぎ・ばね・金属線製造工	①くぎ・ばね・金属線製品製造工
		(4) 金属研磨工	①金属材料・製品研磨工
		(5) 金属彫刻工	①彫金工(工芸的なものを除く)、②機械彫刻工、③腐食彫刻工、④かざり職、⑤けがき工 等
		(6) 金属製品製造工	①金属製家具・建具製造工、②治工具製造工、③金具製造工、④金型製造工、⑤刃物製造工 等

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(7) 金属加工・溶接検査工	①金属加工検査工 等	
		(8) その他の金属加工の職業	①ろう付工、はんだ付工、②金型取付工、③金属切断工(刃物によるもの)、④ダイカスト工、⑤機械解体処理工 等	
	B 金属溶接・溶断・めっきの職業	(1) 金属溶接・溶断工	①アーク溶接工、②抵抗溶接工、③自動溶接・溶断機運転工、④ガス溶接工、⑤ガス切断工 等	
		(2) めっき工	①電気めっき工、②めっき工(電気めっきを除く)	
4	A 一般機械器具組立・修理の職業	(1) 一般機械器具組立工	①原動機組立工、②金属加工機械組立工、③農業用機械組立工、④建設機械組立工、⑤印刷・製本機械組立工、⑥半導体液晶パネル製造装置組立工、⑦業務用冷凍・冷蔵・空調機器組立工、⑧サービス用・娯楽用機械組立工、⑨機械部品組立工 等	
		(2) 一般機械器具修理・検査工	①原動機修理工、②金属加工機械修理工、③産業用機械修理工、④生産設備保全工、⑤一般機械器具検査工 等	
	B 計器・光学機械器具組立・修理の職業	(1) 時計組立工・修理工	①時計組立工、②時計修理工	
		(2) 計量計測機器組立工・修理工	①電気計器組立工、②計量器・測定器組立工、③計量計測機器修理工	
		(3) 光学機械器具組立工・修理工	①カメラ組立工、②光学機械器具修理工	
		(4) レンズ研磨工・加工工	①レンズ研磨工・加工工	
		(5) 他に分類されない光学機械器具組立工	①眼鏡(がんきょう)組立工、②顕微鏡組立工、③双眼鏡組立工、④測距機組立工、⑤望遠鏡組立工 等	
	5	A 電気機械器具組立・修理の職業	(1) 電気機械組立工	①発電機・電動機組立工、②配電盤・制御盤・開閉制御機器組立工、③電気機械部品組立工 等
			(2) 民生用電子・電気機械器具組立工	①民生用電子・電気機械器具組立工 等

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) 電気通信機械器具組立工	①無線・有線通信機器組立工、②テレビ・ラジオ組立工 等
		(4) 電子応用機械器具組立工	①電子計算機組立工、②電子複写機組立工 等
		(5) 半導体製品製造工	①半導体チップ製造工、②半導体組立工 等
		(6) 電球・電子管組立工	①電球・電子管組立工
		(7) 電子機器部品組立工	①電子機器用コンデンサ組立工、②プリント基盤組立工、③液晶表示部品組立工 等
		(8) 束線工	①束線工
		(9) 被覆電線製造工	①被覆電線製造工
		(10) 乾電池・蓄電池製造工	①乾電池・蓄電池製造工
		(11) 電気機械器具検査工	①電気機械器具検査工
		(12) 電気機械器具修理工	①電気機械修理工、②電気通信機械器具修理工、③電子応用機械器具修理工、④民生用電子・電気機械器具修理工 等
		(13) その他の機械組立の職業	①IC カード製造工、②記録媒体製造工、③磁気ディスク製造工、④太陽電池製造工、⑤点火プラグ製造工、⑥内燃機関電装品組立工、⑦燃料電池製造工、⑧光ディスク製造工 等
	B 電気作業者の職業	(1) 発電員、変電員	①発電・送電員、②変電・配電員、③自家用電気係員
		(2) 送電線架線・敷設作業員	①送電線架線・敷設作業員
		(3) 配電線架線・敷設作業員	①配電線架線・敷設作業員
		(4) 通信線架線・敷設作業員	①通信線架線・敷設作業員
		(5) 電気通信設備作業員	①放送装置据付・保守作業員、②通信装置据付・保守作業員、③電話装置据付・保守作業員

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(6) 電気工事作業員	①電気配線工事作業員、②電気工事検査員、③産業用電気機械・装置据付作業員 等
6	A 輸送用機械器具組立・修理の職業等	(1) 自動車組立工	①自動車組立・ぎ装工、②自動車部品組立工
		(2) 自動車整備・修理・板金工	①自動車整備工、②自動車修理工、③自動車板金工
		(3) 輸送用機械器具組立工（自動車を除く）	①航空機組立工、②鉄道車両組立工、③自転車組立工、④船舶ぎ装工 等
		(4) 輸送用機械器具検査工（自動車を除く）	①航空機検査工、②鉄道車両検査工、③自転車検査工、④船舶検査工
		(5) 輸送用機械器具修理工（自動車を除く）	①航空機修理工、②鉄道車両修理工、③自転車修理工、④船舶修理工
		(6) その他の輸送用機械器具組立・検査・修理の職業	①他に分類されない輸送用機械器具組立工（自動車を除く）、②他に分類されない輸送用機械器具検査工（自動車を除く）、③他に分類されない輸送用機械器具整備・修理工（自動車を除く） 等
7	A 染色・紡糸等繊維製造の職業	(1) 紡織工	①染物・仕上工、②粗紡工、精紡工、③ねん糸工、加工糸工、④織布準備工、⑤織布工、⑥精練・漂白工、⑦編物工、編立工、⑧フェルト・不織布製造工、⑨つな・あみ製造工 等
		(2) 繊維製品製造工	①布裁断工、②パタンナー、③ミシン縫製工（衣服以外）、④特殊ミシン縫製工（衣服以外）、⑤刺しゅう工 等
		(3) その他の繊維製品製造・検査の職業	①紡織製品検査工、②繊維製品検査工、③カンバス製品製造工、④毛皮裁断工、⑤寝具仕立工、⑥帆布製品製造工、⑦帽子製造工（布製）、⑧布団綿入工 等
8	A 衣服の職業	(1) 衣服製造工	①婦人・子供服仕立職、②紳士服仕立職、③和服仕立職、④衣服修理工、⑤ミシン縫製工（衣服）、⑥特殊ミシン縫製工（衣服） 等

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
9	A 建設の職業	(1) 大工	①建築大工 等	
		(2) 型枠大工	①型枠大工 等	
		(3) 鉄筋工	①土木鉄筋工、②建築鉄筋工	
		(4) とび工	①建築とび工、②取りこわし作業員 等	
	B 土木・舗装・鉄道線路工事の職業	(1) 土木作業員	①建設・土木作業員、②舗装作業員	
		(2) 鉄道線路工事作業員	①鉄道線路工事作業員	
	C 採鉱・砕石及びその他の採掘の職業	(1) 採鉱員	①採鉱員	
		(2) 石切出作業員	①石切出作業員	
		(3) じゃり・砂・粘土採取作業員	①じゃり・砂・粘土採取作業員	
		(4) ダム・トンネル掘削作業員	①ダム・トンネル掘削作業員	
		(5) さく井・ボーリング機械運転工	①さく井・ボーリング機械運転工	
		(6) その他の採掘の職業	①支柱員、②抗内運搬員、③選鉱員、④発破員、⑤石油採取機械運転工、⑥天然ガス採取機械運転工 等	
	10	A その他の建設の職業	(1) ブロック積工、タイル張工	①ブロック積工、②れんが積工、③タイル張工、④石張工
			(2) 屋根ふき工	①かわらふき工 等
			(3) 左官	①左官
			(4) 配管工	①配管工
			(5) 防水工	①防水工
(6) 建築塗装工			①建築塗装工	
(7) 建築板金工			①建築板金工	
(8) その他の建設の職業			①熱絶縁工、②潜水作業員、③測量作業員、④水道工事検査員、⑤住宅水回り設備取付工 等	
B 建設機械運転の職業		(1) 建設機械運転工	①建設用機械車両運転工、②舗装機械運転工 等	
11	A 農業の職業	(1) 植木職、造園師	①植木職、②造園師 等	
12	A 窯業製品製造の職業	(1) 窯業製品製造工	①ガラス製品製造工、②れんが・かわら類製造工、③陶磁器製造工、④ファインセラミックス製品製	

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
			造工、⑤セメント製造工、⑥コンクリート製品製造工 (生コンクリートを除く)、⑦生コンクリート製造工、⑧研磨用材製造工、⑨土石製品製造工等
		(2) 窯業製品検査工	①ガラス製品検査工 等
		(3) その他の窯業・土石製品製造の職業	①七宝工、②石灰製造工、③石こう製品製造工、④施ゆう工、⑤ほうろうがけ工、⑥窯業絵付工、⑦窯業原料工、⑧るつぼ製造工 等
	B 化学製品製造の職業	(1) 化学製品製造工	①化学繊維工、②石けん・洗剤・油脂製品製造工、③医薬品製造工、④化粧品製造工、⑤感光剤材料製造工、⑥塗料・絵具・インク製造工 等
		(2) 化学製品検査工	①化学製品検査工 等
		(3) その他の化学製品製造の職業	①化学製品原料粉碎工、②顔料製造工、③香料製造工、④殺虫剤製造工、⑤製塩工、⑥線香製造工、⑦農薬製造工、⑧花火師 等
	C ゴム・プラスチック製品製造の職業	(1) ゴム製品製造工	①原料ゴム加工工、②ゴム製品成形工 (たいや成形を除く)、③タイヤ成形工 等
		(2) 他に分類されないゴム製品製造工	①ゴム接合工、②ゴムはり工、③ゴム焼付工、④再生ゴム製造工
		(3) プラスチック製品製造工	①プラスチック成形工、②プラスチック切削・研磨工、③プラスチック接合・裁断工、④プラスチック塗布工、⑤原料プラスチック処理工 等
		(4) 他に分類されないプラスチック製品製造工	①プラスチック彫刻工
		(5) ゴム・プラスチック製品検査工	①ゴム・プラスチック製品検査工
	D 土石製品製造の職業	(1) 土石製品製造工	①土石製品製造工 等
13	A 木・竹・草・つる製品製造の職業	(1) 木製製品製造工	①製材工、チップ製造工、②合板工、③木工、木彫工、④木製家具・建具製造工、⑤指物職 等
		(2) 木・竹・草・つる製品検査工	①木材検査工、②合板検査工 等

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
		(3) その他の木・竹・草・つる製品製造の職種	①い草製品製造工、②稲わら製品製造工、③き柳製品製造工、④げた製造工、⑤竹細工工、⑥とう製品製造工、⑦船大工、⑧麦わら製品製造工、⑨木製運動用品製造工、⑩木製おけ製造工、⑪木製たる製造工、⑫木製曲物製造工 等
	B パルプ・紙・紙製品製造の職業	(1) パルプ・紙・紙製品製造工	①パルプ工、紙料工、②紙すき工、③段ボール製造工、④加工紙製造工(段ボールを除く)、⑤紙器製造工、⑥紙製品製造工、⑦紙裁断工 等
(2) パルプ・紙・紙製品検査工		①パルプ・紙・紙製品検査工	
(3) その他のパルプ・紙・紙製品製造の職業		①紙加工工、②紙仕上工、③紙製品仕上工、④紙巻取工 等	
	C 印刷・製本の職業	(1) 印刷・製本作業員	①DTPオペレーター、②写真植字機オペレーター、③製版作業員、④とつ(凸)版印刷作業員、⑤オフセット印刷作業員、⑥グラビア印刷作業員、⑦スクリーン印刷作業員、⑧シール印刷作業員、⑨印刷物光沢加工作業員、⑩製本作業員 等
(2) その他の印刷・製本の職業		①活字製造作業員、②校正作業員、③はく(箔)押し作業員、④印刷・製本検査作業員 等	
	D 革・革製品製造の職業	(1) 革・革製品製造工	①革・革製品製造工
(2) その他の革・革製品製造の職業		①革打抜き工、②革具加工工、③革靴修理工、④革靴製造工、⑤革裁断工、⑥革サンダル製造工、⑦革スリッパ製造工、⑧革縫製工、⑨製革工、⑩製革仕上工、⑪製革準備工、⑫なめし工 等	
14	A 食料品製造の職業	(1) めん類製造工	①製めん工、②即席めん類製造工 等
		(2) パン・菓子製造工	①パン・焼菓子製造工、②洋生菓子製造工、③和生菓子製造工、④和干菓子製造工、⑤スナック菓子・キャンデー・チョコレート製造工 等
		(3) 豆腐・こんにゃく・ふ製造工	①豆腐・油揚げ等製造工、②こんにゃく製造工、③ふ製造工

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)	
		(4) かん詰・びん詰・レトルト食品製造工	①かん詰食品製造工、②びん詰食品製造工、③レトルト食品製造工	
		(5) 乳・乳製品製造工	①飲用乳製造工、②乳酸発酵製品製造工、③アイスクリーム製造工 等	
		(6) 水産物加工工	①かつお節類製造工、②魚介干物製造工、③水産ねり物製造工 等	
		(7) 食肉加工品製造工	①精肉工、②ハム・ベーコン・ソーセージ製造工 等	
		(8) 野菜つけ物工	①野菜つけ物工	
		(9) 保存食品・冷凍加工食品製造工	①保存食品製造工、②冷凍加工食品製造工	
		(10) 弁当・惣菜類製造工	①弁当・惣菜類製造工	
		B 食品原料製造の職業	(1) 精穀工	①精穀工
		(2) 製粉工	①製粉工	
		(3) 味そ・しょう油製造工	①味そ製造工、②しょう油製造工	
(4) 他に分類されない精穀・製粉・調味食品製造工	①イースト製造工、②うま味調味料製造工、③乾燥スープ製造工、④酵母・こうじ製造工、⑤香辛料製造工、⑥ジャム製造工、⑦食用油脂製品製造工、⑧酢製造工、⑨製糖工、⑩ソース製造工、⑪動植物油脂製造工、⑫トマトケチャップ製造工、⑬ピーナッツバター製造工、⑭マーガリン製造工、⑮マヨネーズ製造工、⑯水飴製造工、⑰配合飼料製造工、⑱食料品検査工 等			
C 飲料・たばこ製造の職業	(1) 飲料・たばこ製造工	①製茶工、②清酒製造工、③酒類製造工（清酒を除く）、④清涼飲料製造工、⑤たばこ製造工 等		
(2) その他の飲料・たばこ製造の職業	①インスタントコーヒー製造工、②コーヒー豆焙煎工、③粉末飲料製造工、④飲料・たばこ検査工 等			
15	A 生活衛生サービスの	(1) 理容師	①理容師	
		(2) 美容師	①美容師	

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
	職業	(3) 美容サービス職	①着付師、②エステティシャン、③ネイリスト 等
16	A 飲食物調理及び接客サービスの職業	(1) 調理人	①日本料理調理人、②すし職人、③西洋料理調理人、④中華料理調理人、⑤給食調理人 等
		(2) バーテンダー	①バーテンダー
		(3) 飲食物給仕係	①配ぜん人、②ウエイター・ウエイトレス（飲食店ホール係）、③ソムリエ 等
17	A その他の技能工、生産工程の職業(1)	(1) 内張工	①内張工、②表具師
		(2) 塗装工	①木工塗装工、②金属塗装工 等
		(3) 畳工	①畳工 等
		(4) 内装工	①金属建具取付工、②建具ガラス取付工、③内装仕上工
		(5) 他に分類されない技能工、生産工程の職業	①写真工 等
18	A その他の技能工、生産工程の職業(2)	(1) 画工、広告美術工	①画工、②看板制作工 等
		(2) 映写技士	①映写技士
		(3) 製図工	①建築製図工、②機械製図工、③電気・電子製図工
		(4) 製品包装作業員	①製品包装作業員、②ラベル・シール貼付作業員 等
		(5) その他の生産関連・生産類似の職業	①写図工、②現図工
19	A 装身具等身の回り品製造の職業	(1) その他の製品製造・加工処理の職業（金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断を除く）	①かばん・袋物製造工、②がん具製造工、③楽器製造工、④模型・模造品製作工、⑤ほうき、ブラシ製造工、⑥漆器工、⑦貴金属・宝石・甲・角細工工、⑧運動具製造工、⑨筆記用具製造工 等
		(2) その他の装身具等身の回り品製造の職業	①げた製造工、②木製運動用品製造工、③印判師、④うちわ製造工、⑤喫煙具製造工、⑥獣皮剥工、⑦製氷工、⑧ちょうちん製造工、⑨と畜作業員、⑩ファスナー製造工、⑪マッチ製造工、⑫有機肥

職業部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
			料製造工(鶏ふん・魚肥・たい肥・大豆かすなど)、 ⑬洋がさ製造工、⑭彫金工(工芸的なもの)、⑮装 てい師、フラワーデザイナー、⑯装身具等身の回 り品検査工 等
20	A 定置機関・ 機械運転の 職業	(1) ボイラーオペ レーター	①ボイラーオペレーター
		(2) クレーン・巻上機 運転工	①クレーン運転工、②巻上機・コンベア運転工
		(3) ポンプ・送風機・ 圧縮機運転工	①ポンプ・送風機・圧縮機運転工
		(4) その他の定置機 関・機械運転の職 業	①冷凍機運転工、②ケーブル機関運転工、③玉 掛工、④下水処理施設設備操作員、⑤ごみ焼却 設備操作員、⑥し尿処理設備操作員、⑦浄水場 設備操作員 等
	B 開発技術 者	(1) 開発技術者	①原子力技術者(開発)、②鉱山開発技術者、③ 採鉱開発技術者、④織布開発技術者、⑤染色開発 技術者、⑥探鉱開発技術者、⑦紡績開発技術者 等
	C 情報処理 技術・通信技 術の職業	(1) システム設計技 術者	①システム設計技術者
		(2) ソフトウェア開 発技術者	①ソフトウェア開発技術者(WEB・オープン 系)、②ソフトウェア開発技術者(組込・制御 系)、③ソフトウェア開発技術者(汎用機 系)、④プログラマー 等
		(3) システム運用管 理者	①サーバ管理者、②システム管理者、③セキュ リティエンジニア 等
		(4) 通信ネットワー ク技術者	①通信ネットワーク技術者 等
	D その他の 生活、衛生サ ービスの職 業	(1) クリーニング工	①クリーニング工、②クリーニング仕上工
		(2) 洗張職	①洗張職
		(3) その他の清掃の 職業	①ビル・建物清掃員、②ハウスクリーニング作業 員、③道路清掃員、④公園清掃員、⑤ごみ収集作 業員、⑥し尿汲取作業員、⑦産業廃棄物収集作業 員、⑧産業洗浄員、⑨消毒・害虫防除作業員、⑩ 乗物内清掃員、⑪浄化槽清掃員 等

職業 部門	職業分類	職 種 (1)	職 種 (2)
	E その他	1～19 部門及び 20 部門の A～D に属さない技能的職種	①アニメーター、②ウェブデザイナー、③グラフィックデザイナー、④工業デザイナー 等

卓越技能者推薦書（1）

（様式第1）

職業部門	職 種 名（1）	職 種 名（2）	産 業 名	推薦事業所(団体)の所属人員			
ふりがな			職 歴	在職期間		在 職 年 月 数	
氏 名 (雅号等)				年	月	日	年
生年月日	大正 年 月 日 (歳) 昭和		男 ・ 女				
現住所	〒						
就 業 地	事業 所名		企業全体の 従業員数				
	所在地	〒					
				重複を除く通算就業年月数		年	月
勲章・褒章	表 彰 受 賞 歴（受賞年月）		免許・資格等（取得年月）				
		年 月				年 月	

※ 「職種名（1）、（2）」欄には、要綱別表に定める職種名を記入してください。

※ 「勲章・褒賞」、「表彰受賞歴（受賞年月日）」及び「免許・資格等（取得年月）」の各欄に記載した賞状・免許証・資格証等の写しを必ず添付してください。

卓越技能者推薦書（２）

（様式第１）

職業部門	職 種 名（１）	職 種 名（２）	産 業 名	ふりがな			
				氏 名			
技 能 の 概 要			功 績 ・ 貢 献 の 概 要				
						後進指導育成の概要	
			現 役 性				
過去の推薦回数	年 度	年 度	年 度	年 度	年 度	合 計	回
推薦事業所又は （団体）名 及び推薦者名	（所在地） （事業所団体名） （推薦者）		担当部課名	担当者氏名	TEL	FAX	

神奈川県優秀技能者推薦書

(様式第2)

ふりがな			職業分類 及び職種		推薦 順位
氏名					
生年月日 (年齢性別)	大正 昭和 平成	年 月 日生 (満 歳)	男 女	〒 現住所 電話 — —	/
訓 練 歴	訓練施設名	訓練職種	所在地	訓練期間	修了中退の別
				年 月～ 年 月 (年 か月)	
職 歴	事業所名	所在地	在職期間	職務内容	地位職名
			年 月～ 年 月 (年 か月)		
			年 月～ 年 月 (年 か月)		
			年 月～ 年 月 (年 か月)		
免許・資格等		取得年月日	免許・資格等		取得年月日
職業能力開発促進法に基づく 技能検定合格年月日		年 月 日 (級 職種 第 号)			
技 認 能 定 検 職 定 業 委 訓 員 練 ・ 校 補 指 佐 導 員 員 歴 歴	職 種	委員、補佐員、指導員の別		期 間	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	
				年 月～ 年 月	

※ 「職務内容」欄には、要綱別表の職種(2)に定める職種名を記入してください。

※ 「免許・資格等」、「技能検定合格年月日」、「委員、補佐員、指導員の別」の各欄に記載した免許、資格証、合格証書、委嘱状等の写しを必ず添付してください。

推薦事業所（団体）の所属人員

人

技能の概要	
功績の概要	
後進指導育成の概要	
現役性	
過去における表彰の状況 (県以外の表彰も含む)	
推薦事業所 団体) 又は 推薦者	〒 所在地 事業所(団体)名
	連絡先 担当部課 担当者氏名 電話

神奈川県青年優秀技能者推薦書

(様式第3)

ふりがな				職業分類		推薦
氏名				及び職種		順位
生年月日 (年齢性別)	昭和 平成	年	月	日生	男	/
		(満	歳)	女		
				現住所	〒	
					電話	— —
訓練 歴	訓練施設名	訓練職種	所在地		訓練期間	修了中退の別
					年 月～ 年 月 (年 か月)	
					年 月～ 年 月 (年 か月)	
職 歴	事業所名	所在地		在職期間	職務内容	
				年 月～ 年 月 (年 か月)		
				年 月～ 年 月 (年 か月)		
				年 月～ 年 月 (年 か月)		
				年 月～ 年 月 (年 か月)		
免許・資格等		取得年月日		免許・資格等		取得年月日
技能照査合格年月日		年 月 日 (科 専攻)				
職業能力開発促進法に基づく 技能検定合格年月日		年 月 日 (級 職種 第 号)				
技能五輪全国大会入賞		年度 第 位 (職種)				
推薦事業所 (団体) 又は 推薦者	〒					
	所 在 地					
	事業所 (団体) 名					
連絡先 担当部課						
担当者氏名						
電話						

備考 ・「職務内容」欄には、要綱別表の職種(2)に定める職種名を記入してください。
 ・「技能照査合格年月日」、「技能検定合格年月日」、「技能五輪全国大会入賞」の各欄に記載した合格証書、賞状等の写しを必ず添付してください。

推薦事業所（団体）の所属人員

人

勤務の状況	
品行	
特に推薦する理由	
過去における 表彰の状況 〔 県以外の 表彰も含む 〕	

神奈川県技能者等表彰実施細則

(趣旨)

第1条 この細則は、神奈川県技能者等表彰要綱（以下「要綱」という。）第8条に基づき、技能者等表彰の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(技能者の範囲)

第2条 表彰の対象となる技能者の範囲は、その者の従事する職業が技能を要する職業であれば、業種を問わず全産業に属する職業従事者を含み、また就業上の形態は雇用主、自営業者及び家族従事者のいかににかかわらず、職務遂行にあたって技能を使用する者であれば該当する。なお、一般に技能職と呼ばれるものに限らず、職業訓練指導員等であって、その技能を職務上活用している者も該当する。

(推薦基準)

第3条 要綱第2条第1項に規定する推薦基準中、次の各号に掲げるものの基準は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第一人者と目されている者 神奈川県内において本人の技能なくして、製作・建造等が不可能であるか又は、技能水準が神奈川県一との評価あるいは事績を有している者
- (2) 教育訓練等を通じ後進技能者の指導育成を行った者 県が行う技能検定等の委員、補佐員あるいは認定職業訓練施設、事業所等において職業訓練指導員等として後進技能者の指導育成を行い、その功績が多大多である者
- (3) 工夫改善によって生産性の向上に寄与した者 発明考案、研究成果等により生産、技能水準等の向上に著しい影響を及ぼしたと立証される事績を有している者
- (4) 県内の同一事業所又は同一職業に5年以上勤務している者 神奈川県外における同一企業の工場・支店等の在職期間も含め、5年以上同一企業に勤務している者又は神奈川県外における企業等における勤務期間も含め、5年以上同一職業に勤務している者ただし、表彰の行われる日現在において県内事業所に勤務している者でなければならない。
- (5) 認定職業訓練を継続して実施している事業所又は共同職業訓練団体 職業能力開発促進法に基づく認定職業訓練を継続して5年以上実施し、職業能力開発促進法及び労働基準法、その他労働関係法令が遵守されており、各訓練教科について科目・訓練時間数並びに指導員数等が、労働省令で定める職業訓練基準以上であって職業訓練についての試験が適正に行われ、さらに訓練生の出席率が延出席時間の80%以上である事業所又は団体
- (6) 技能検定を継続して推進している事業所又は団体 技能検定実技試験の実施に継続して5年以上協力し、技能検定受検のための便宜供与又は技能検定合格者に対する優遇措置を行っており、技能検定の推進に寄与している事業所又は団体

(推薦人員)

第4条 表彰候補者の推薦人員は、卓越技能者にあつては1事業所（団体）につき1名を限度とし、優秀技能者、青年優秀技能者にあつては2名以上でもさしつかえない。ただし、この場合には推薦順位をつけるものとする。

(期間等の基準日)

第5条 年齢、経験年数、勤続年数等の算出基準日は、表彰の行われる年度の11月1日現在とする。

(その他)

第6条 この実施細則の実施に関し、必要な事項は産業労働局長が定める。

附 則

1 この実施細則は、昭和56年5月7日から施行する。

2 神奈川県技能者等表彰実施細則(昭和49年5月23日制定)は、廃止する。

附 則

この実施細則は、昭和61年6月30日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この実施細則は、令和3年5月11日から施行する。

(推薦書記載要領)

- 1 推薦書は、被表彰者の選考のための基本資料となるので、記載は県で定めた様式により、簡潔明瞭、かつ的確に所定欄に記入すること。
- 2 「職業部門」欄には、その者の有する技能にかかる職種が属する神奈川県技能者等表彰要綱（以下「要綱」という。）別表に定める職業部門の番号（1～20）を記入すること。
- 3 卓越技能者の「職種名(1)」欄及び優秀技能者・青年優秀技能者の「職務内容」欄には、その者の有する技能の職種が属する要綱別表に定める職種(1)の名称を記入すること。
- 4 卓越技能者の「職種名(2)」欄には、その者の有する技能の職種が属する要綱別表に定める職種(2)の名称を記入すること。
- 5 優秀技能者の「地位職名」欄には、その者の有する技能の職種について事業所等において、一般に呼称されている職種名を記入すること。
- 6 「産業名」欄（卓越技能者のみ）には、その者の属する事業の産業名を日本標準産業分類の中分類によって記入すること。
- 7 「氏名」欄には、正しい字画の氏名を楷書で記入し、ふりがなを付けること。
- 8 「生年月日」欄には、正しい生年月日を記入し、年齢については、表彰の行われる年の11月1日現在の満年齢を（ ）内に記入すること。
- 9 「現住所」欄及び事業所の「所在地」欄には、番地まで略さず記入すること。
- 10 「事業所名」欄には、雇用されている場合にあつては、雇用事業所名を、自営している場合にあつては、屋号等を記入すること。
- 11 「勲章・褒章」欄及び「表彰受賞歴」欄（卓越技能者）と「過去における表彰の状況」欄（優秀技能者・青年優秀技能者）には、それぞれ技能に関連したものについて、受賞年月日及びその事由を記入すること。
- 12 「免許・資格等」欄には、その者の有する免許、資格、技能に関して受けた認定等（例：マイスター、高度熟練技能者等）または実用新案等の種類と取得年月を記入すること。
なお、技能者として表彰される技能に直接関連のない免許（例：自動車の普通免許等）は記入しないこと。
- 13 職歴欄には、次により記入すること。
(1)「職歴」欄には、就業先の事業所の名称、職務内容、地位及び役職等の異な

るごとに記入すること。なお、団体等における役職歴等のうち、技能に関連がないものは記入しないこと。

- (2) 「在職期間」欄には、その職の始期と終期を記入すること。なお、現職については表彰の行われる年の11月1日をもって終期とすること。
- (3) 「在職年月数」欄（優秀技能者・青年優秀技能者は「在職期間」欄に含む。）には、半月単位で計算した在職年月数を記入すること。ただし、月の途中で就職または離職した場合の計算は、月の15日以前に就職したものは1日に、月の16日以降に就職したものは16日に就職したものとみなし、15日以前に離職したものは15日に、16日以降に離職したものは末日に離職をしたものとみなし、半月単位で計算すること。
- (4) 「重複を除く通算就業年月数」欄（卓越技能者のみ）には、表彰にかかる技能職種に従事していた期間の合計を記入すること。ただし、同一の時期に2以上の職にあった場合及び前項で就職または離職とみなしたため、同一の時期に2以上の職にあったとみなした期間を一方の職から除外すること。

14 裏面の技能者の概要・功績等欄には、その者の有する技能の概要、考案及び改善等の功績・貢献の概要及び後進技能者の指導・育成の概要について、的確に把握できるよう次により記入すること（青年優秀技能者を除く）。

- (1) 「技能の概要」欄には、関連する他の資料に合わせて、当該技能者の従事する職種及び技能の具体的な内容、当該技能者の技能の水準、範囲、特徴あるいは他の技能者との比較等の観点から卓越した技能を有するものであることが判定できるよう、特に技能の質的な面を中心に具体的に記入すること。
- (2) 「功績・貢献の概要」欄には、関連する他の資料に合わせて、その者が当該技能をもって製作また建造等をしたもので、当該技能者の技能の水準の判断に資するものを具体的に記載すること。

また、当該技能者が所属する企業、産業界及び社会に対する貢献度等において、高く評価されているような代表的な実績（例：業務改善、品質向上、生産性の向上、業界の発展、環境負荷の低減や安全性の向上等社会への貢献等）について、具体的に記入すること。

- (3) 「現役性」欄には、その者が現役の技能労働者であるかを確認するため、その者の有する技能に関連した職種にかかる1日平均の就業時間、またはその者の有する技能に関連した職種に、専ら就業しているか否か等を具体的に記入すること。
- (4) 「後進指導育成の概要」欄には、その者が後進の指導・育成にあたった方法、対象及び範囲等について具体的に記入すること。

15 「過去の推薦回数」欄（卓越技能者のみ）には、その者を過去において卓越技能者の候補者として推薦したことのある年度を記入するとともに、その合計回数を記入すること。なお、初めての推薦の場合は「0」を記入すること。

16 「推薦順位」欄（優秀技能者・青年優秀技能者）には、当該事業所・団体等の候補者が複数いる場合、推薦の優先順位を必ず記入すること（例：1／3…候補者が3人いて、推薦順位が1位の場合）。

(参考：記載例)

別表の職種(1)から選択して記載

卓越技能者推薦書(1)

別表の職種(2)から選択して記載

(様式第1)

職業部門	職種名(1)	職種名(2)	産業名	推薦事業所(団体)の所属人員				
5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	電子部品・デバイス・電子回路製造業	〇〇人				
ふりがな	かながわ たろう		職歴	在職期間		在職年月数		
氏名(雅号等)	神奈川県 太郎			年	月	日	年	月
生年月日	大正 37 年 1 月 1 日 (60歳) 昭和		△△電気(株)に電気工として就職	S55	4	1		
性別	男			56	3	31	1	0
現住所	〒123-4567 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 012-345-6789		〇〇電気(株)〇〇工場に電子計算機組立工として入社 同工場組立工 作業長	56	4	1		
				H11	3	31	18	0
就業	事業所名	〇〇電気(株) 〇〇工場	〇〇人	11	4	1		
	所在地	〒987-6543 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号 TEL 222-333-4444		現在に至る	21	10	1	
				R4	11	1	13	1
				重複を除く通算就業年月数			42年 7月	
勲章・褒章	表彰受賞歴(受賞年月)		免許・資格等(取得年月)					
黄綬褒章 (〇〇年〇月)	県職業能力開発協会会長表彰 技能検定の推進について表彰		昭和〇年〇月	技能検定 (特級 電子機器組立て技能士)		昭和〇年〇月		
	科学技術庁長官表彰 〇〇用シリコン整流器の開発 (創意工夫功勞)		平成〇年〇月	職業訓練指導員免許 (電子科)		昭和〇年〇月		
	県優秀技能者表彰		昭和〇年〇月	特許123456「〇〇用〇〇装置の考案」		平成〇年〇月		
	〇〇市技能功勞者表彰		平成〇年〇月					

年齢は令和4年11月1日現在とすること

終期は令和4年11月1日現在とし、通算年数も忘れずに記載すること

表彰・免許については当該技能に関するもののみ記載し、賞状の写し等を添付する(確認書類がない項目は表彰の審査において考慮されません)

※ 「職種名(1)、(2)」欄には、要綱別表に定める職種名を記入してください。

(参考：記載例)

卓越技能者推薦書（2）

（様式第1）

職業部門	職 種 名（1）	職 種 名（2）	産 業 名	ふりがな	かながわ たろう		
5	電子応用機械器具組立工	電子計算機組立工	電子部品・デバイス・電子回路製造業	氏 名	神奈川 太郎		
技 能 の 概 要			功 績 ・ 貢 献 の 概 要				
<p>半導体応用装置の製造に長年従事し培った知識・技能を有しており、特に下記の技能に優れている。</p> <p>1 シリコンスタック組立技能</p> <p>〇〇用シリコン整流器の製作はシリコンスタック組立技能がポイントとなる。当人は、セレン整流スタック組立の技能を習練し、その経験と研究の中からシリコン固定加圧方法とねじ締め方法によるシリコンスタック組立技能を生み出した。〇〇に使用されているシリコンスタックはその技能が基礎となっており、現在は幅広く標準化されている。</p> <p>2 束線製作技能</p> <p>トランジスターインバーターは、ノイズに弱く、その機能は束線製作と配線方法に大きく左右される。特に、束線製作は配線を行う基礎となることから、シリコン整流器組立の優れたノウハウをベースに応用と改善を重ねることにより、多機種に通用する束線製作技能を生み出した。</p>			<p>1 〇〇の生産性向上に寄与</p> <p>〇〇用のシリコン整流器の試作・製作を担し、高度で複雑な作業工程の標準化（平成〇〇年〇月、科学技術庁長官表彰）を図った。</p> <p>また、〇〇組立方法の改善を実現するとともに、効率的な作業手順を確立し、生産性向上に大きく貢献した。</p> <p>2 高速道路トンネルの環境改善に寄与</p> <p>〇〇高速道路〇〇トンネル集塵器の試作・製品化を担当し、トンネル内自動車排煙集塵機能の向上を図った。また排煙公害を排除しトンネル内の環境改善及び安全通行に寄与するとともに、周囲の自然環境維持に果たした役割は大きい。</p> <p>3 海外における技術伝承</p> <p>半導体応用装置をはじめ集塵装置の現地据え付け作業において蓄積された技能を生かし〇〇国のプラント建設に貢献した。その過程で多くの現地スタッフにその技術を伝承し、〇〇国の高い評価を得た。</p>				
			後進指導育成の概要				
			<p>1 技能五輪大会出場者の指導を通じ、工場よりこれまでに10人を全国大会に出場させ、1位入賞5名の成績を果たした。</p> <p>2 〇〇年から技能検定委員として、検定（電子機器組立て）の運営に貢献し、現在も県技能検定専門委員として活躍している。</p> <p>3 〇〇工場はもとより、関連企業の重要基本作業の推進に貢献し、〇年間当社の技術指導員として指導し、20名を特級技能士に育成した貢献は大である。</p>				
現 役 性							
<p>本人は、係長としてまた技術指導員として後進技能者の指導に力を尽くしながら、自ら、電子機器組立工として、現場の組立作業に日々従事している。</p>							
過去の推薦回数	R3年度	年度	年度	年度	年度	合 計	1 回
推薦事業所又は（団体）名及び推薦者名	(所在地) 〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号					<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">押印不要</div>	
	(事業所団体名) 〇〇電気（株）〇〇工場						
	(推薦者) 工場長 〇〇 〇〇						
		担当部課名 〇〇課		担当者氏名 〇〇 〇〇		TEL 222 - 333 - 4444	
						FAX 222 - 444 - 3333	

当該技能を実際使って仕事に従事しているかどうかを記載する

それぞれ、なるべく具体的に記入し、被推薦者個人の持つ技術・技能によるところの成果を記載すること。